

甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う個人事業主臨時支援金

募 集 要 領

【受付期間】

令和2年5月11日(月)～令和3年7月30日(金) 当日消印有効

※ 終了年月日は予定です。

【申請書類の提出方法】

◆受付方法は、郵送のみです。◆

《申請書類提出先》

〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 商工労政課 あて

※ 送信封筒のあて先に誤りがないか、送付前に再度ご確認ください。

※ 送信封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 令和3年7月30日(金)の消印有効です。

【その他 注意事項】

- ・ 提出された書類の返却はいたしませんので、申請書類一式の写しを手元にお控えください。
- ・ 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請にはご注意ください。
- ・ 申請は、1事業者につき1回限りとします。
- ・ 電話番号には必ず連絡がとれる電話番号を記載ください。

【お問い合わせ】

甲賀市役所 新型コロナウイルス感染症くらし・経済コールセンター

TEL：0748-69-2133

問い合わせ時間：8時30分から17時15分(土・日及び祝日は除く。)

甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う個人事業主臨時支援金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的負担を軽減するため甲賀市社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金等の特例」を受けた個人事業主に貸付額の一部を支援します。

2 支援対象者

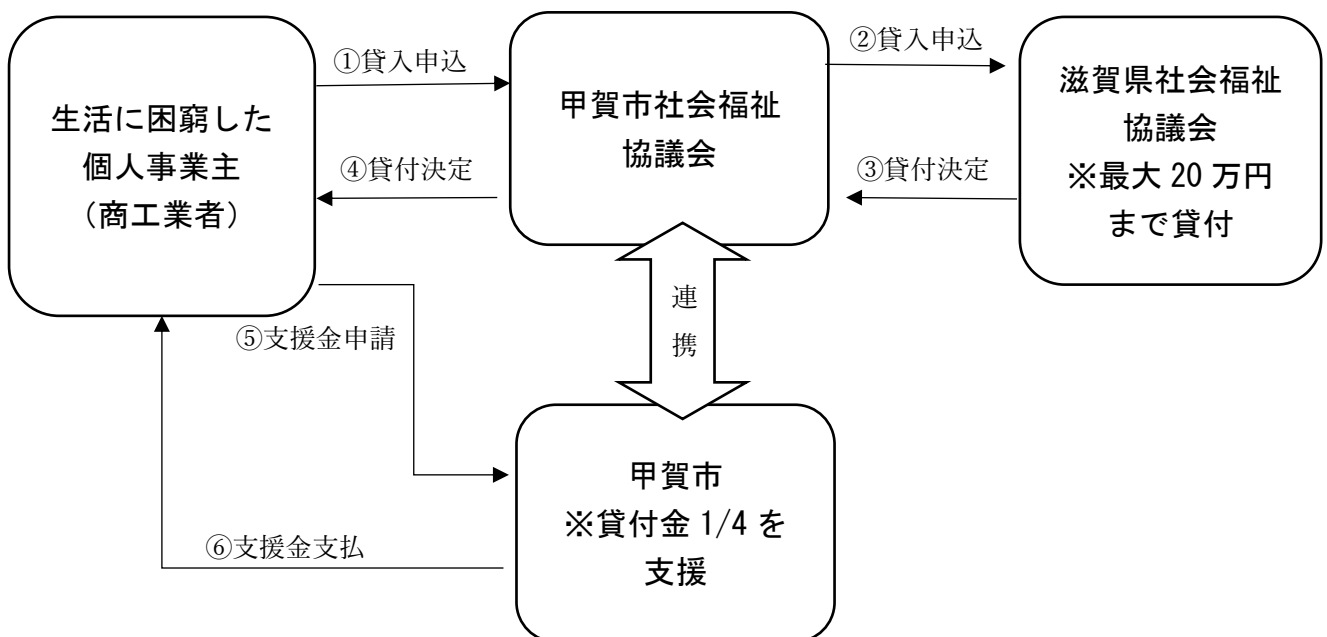
令和2年3月11日厚生労働省社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」により甲賀市社会福祉協議会が取り扱う「緊急小口資金等の特例」により貸付を受けた**個人事業主（商工業者 ※）**です。

※ 商工業者とは製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者です。なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。

3 支援額

- (1) 支援金の額は、特例貸付による貸付額の4分の1以内（100円未満は切り捨て）とし、最大5万円です。
- (2) 支援金の交付は1事業者あたり1回限りとします。

4 申請の流れ



5 申請の手続き

申請者（申請者→市）

- 申請書兼実績報告書兼請求書の提出【郵送にて送付】

個人事業主臨時支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）

※ 添付書類

- （1）生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）の写し
- （2）市内の個人事業主であることの証明書（直近の確定申告書の写し等）
- （3）振込先口座が確認できる書類（通帳の見開きの写し等）
- （4）誓約書

※ 申請いただく前に、別添のチェックシートで申請書への記入事項や添付書類に誤りがないか確認してください。



甲賀市（市→申請者）

- 書類確認・審査



甲賀市（市→申請者）

- 交付決定及び額の確定通知書の送付【郵送にて送付】

- 支援金の支払

※ 申請書類等に不備がなければ交付決定及び額の確定通知後、30日以内に指定口座へ支援金を振り込みます。

6 その他

- （1）本支援金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の支給決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。また、その支払期限を超えた場合には、加算金等を支払っていただく場合があります。
- （2）その他、ご不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- （3）市は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

【お問い合わせ先】

甲賀市役所 新型コロナウイルス感染症くらし・経済コールセンター

TEL：0748-69-2133

FAX：0748-63-4554

問い合わせ時間：8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く。）

【申請書類提出先】

〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 商工労政課 あて

TEL：0748-69-2187

FAX：0748-63-4087

問い合わせ時間：8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く。）